

## 電波法第 71 条に基づく周波数変更命令措置実施要領

国際電気通信連合（ITU）憲章に規定する無線通信規則の付録第 18 号の改定に伴い、国際 VHF のチャンネルの使用用途が変更されるとなった周波数の一部は、我が国において船舶の航行の安全に資する船舶通航用等として使用していることから、他の国際 VHF の周波数への変更を行う。

当該周波数の変更に当たっては、電波法（昭和 25 年法律 131 号。以下「法」という。）第 71 条第 1 項の規定による周波数の指定変更の措置（以下「周波数変更命令」という。）により行う。

### 1 周波数変更命令対象無線局

平成 29 年 3 月 31 日までに変更対象周波数（ch21、ch22、ch23、ch24、ch25、ch26、ch27、ch28、ch80、ch81、ch82、ch83、ch84、ch85 及び ch86）の周波数の指定を受けた無線局とする。

### 2 指定変更の通知等

#### （1）周波数変更命令による指定変更の通知

別紙 1 の通知書及び別紙 2 の処分書並びに別紙 3 の教示書を添付して行うものとする。

#### （2）周波数変更命令の通知時期

##### ア 海岸局

原則として平成 29 年 7 月 10 日から同年 9 月 30 日までの間に行う。

##### イ 船舶局

船舶局は、平成 30 年度の一定日において行うこととする。ただし、対となる海岸局と合わせて通知を行う場合等、平成 29 年 7 月 10 日から平成 30 年 3 月 31 日に行う場合はこの限りでない。

#### （3）無線局免許状の発給時期

##### ア 海岸局

（2）アの通知の際に合わせて発給する。

##### イ 船舶局

（2）イ又は（3）アの通知の際に合わせて発給する。

### 3 損失補償対策

周波数変更命令により、無線設備の変更工事費用が発生する場合は、法第 71 条第 2 項の規定により行う（以下「損失補償対策」という。）。今回の変更対象周波数が陸船専用波であることから、海岸局を優先として損失補償対策を行うこととし、海岸局側の対策の終了後又は併せて船舶局の損失補償対策を行う。

（1）損失補償対策の対象となる無線局

- ア 今回の周波数変更命令で陸船間の通信周波数が変更となる無線局であって、港務通信において他の無線局と通信を行うため、波数が必要な以下に該当する無線局
  - （ア） ch21、ch22、ch23、ch24、ch25、ch26、ch27、ch28、ch80、ch81、ch82、ch83、ch84、ch85、ch86 の周波数の指定を受けた海岸局
  - （イ） ch80、ch81、ch82、ch83、ch84、ch85、ch86 の周波数の指定を受けた船舶局
  - （ウ） ch21、ch22、ch23、ch24、ch25、ch26、ch27、ch28 の周波数の指定を受けた船舶局であって、現在の通信周波数の波数では通信確保が困難として申し出があり、損失補償対策の必要性が認められる場合（平成 31 年 3 月 31 日までに限る。）。
- イ 無線局免許人自らが周波数変更対策を行う等により、損失補償対策を行う意思がない場合は対象外とする。

（2）損失補償対象となる無線局の無線設備の範囲

- ア 損失補償対象となる無線局の無線設備がフリーセンスサイザー方式のものは対象外とする。
- イ 船舶局の無線設備において、他の代替チャンネルを有しているものは損失補償の対象外とする。
- ウ 損失補償対象となる項目は、法第 71 条第 1 項の規定による周波数変更命令により生じた直接の損失に限るものとして、①ROM 書込又は設備基盤の換装（本体に係るものを含む。）の変更工事に要した材料費、②工事に携わった時間の人件費及び③工事を行う現地までの旅費とする。
- エ 予備装置、空中線系、受信機は、対象外とする。ただし、以下の場合はこの限りでない。
  - （ア）空中線系が特定周波数に対する設計のものであり、空中線共用器等の変更工事を行わないと通信ができない場合。
  - （イ）送信系と受信系が別系統にあり、制御装置を用いて通信系統を構成する場合であって、受信機の変更工事を行わないと通信ができない場合。

（3）損失補償の期間

平成 29 年 7 月 10 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間を損失補償の対象期間とするが、平成 29 年 7 月 10 日から平成 32 年 1 月 31 日までの期間に別紙様式 1 の無線局損失

補償請求明細書（以下「請求書」という。）が提出されたものに限る。

#### （４）変更先周波数

ア 変更先周波数の指定は、既存の割当周波数の他、以下のとおりとする。なお、移行周波数の波数は、移行対象となる波数を超えることは原則認めない。

（ア）ch21 及び ch22 については、ch05、ch07、ch64、ch65、ch66 のいずれかの周波数。

（イ）ch80、ch81、ch82、ch83、ch84、ch85 については、ch62 又は ch63 のいずれかの周波数。

（ウ）ch86 の周波数については、ch79 の周波数。

イ 通信混雑の回避のために陸船間通信波の増波を希望することは認めない。

### ４ 無線局損失補償請求の手続について

#### （１）工事設計の変更手続

請求書の提出時に無線局免許手続規則第 25 条に基づく届出を提出することとし、昭和 51 年郵政省告示第 87 号（許可を要しない工事設計の軽微な事項）に基づき工事設計の変更の許可は要しない。

#### （２）損失補償対策に係る請求

ア 損失補償対策に係る請求について、別紙様式 1 の明細書に、別紙 4 の請求書を添えて提出すること。

イ 請求書の提出先は、免許を受けている地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所とする。

ウ 請求元が代理人であるときは、請求書に委任状を添付すること。なお、請求書の振込先が代理人の口座である場合は、免許人からの承諾を受けている旨を委任状に記載すること。

エ 無線局免許人自らが周波数変更対策を行う等により、損失補償対策を行う意思がない場合は、別紙 5 の損失補償辞退届を提出させること。

#### （３）請求書の審査

ア 請求する項目及び額は、別添 2 「損失補償支払基準」に基づくものとする。

イ 請求する額の根拠となる信憑書類等を添付すること。

ウ 変更工事が完了したことが確認できる書類（周波数を変更したことが確認できる写真及び電波法令に合致していることを確認する測定データ（周波数及び空中線電力に限る。））を添付すること。

エ イにおいて信憑書類等が提出されていない場合であって、その理由が認められない時は、項目の請求金額については、補償額として認められない。

オ 提出された書類において、疑義が認められる場合は、追加資料を求めることがある  
他、国が確認調査を行う場合がある。